

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			健康福祉局生活支援課生活支援係 担当者名 荒尾 舞子 電 話 671-2403

設 計 書

- 1 委 託 名 令和6年度 行旅死亡人等の遺骨保管及び久保山納骨堂管理委託
- 2 履 行 場 所 久保山納骨堂新29区の納骨堂他
- 3 履行期間 期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 個人情報取扱特記事項
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要
 - (1) 福祉保健センター長から依頼のあった引取人のいない遺骨の保管に関する事
 - (2) 遺骨保管依頼のあった遺骨保管依頼書及び死体火埋葬許可書の保管に関する事 (令和2年4月1日以降保管分)
 - (3) 遺骨保管依頼のあった遺骨保管依頼書及び死体火埋葬許可書の保管に関する事 (令和2年3月31日以前保管分)
 - (4) 納骨台帳の整備等に関する事
 - (5) 死体火埋葬許可証の管理等に関する事
 - (6) 委託者からの遺骨の確認等の照会に関する事
 - (7) 引取人が現れた遺骨の引渡しに関する事
 - (8) 遺骨を保管した日の属する年度の受託者施設における参拝者への対応に関する事
 - (9) 納骨堂の管理及び維持に関する事
 - (10) 納骨堂に納める前の遺骨の一時保管及び管理に関する事
 - (11) 保管日から最初に到来する4月1日から3年経過しても引取人のいない遺骨の埋葬の執行に関する事 (令和2年4月1日以降保管分)
 - (12) 保管日から最初に到来する4月1日から5年経過しても引取人のいない遺骨の埋葬の執行に関する事 (令和2年3月31日以前保管分)
 - (13) 無縁物故者の慰霊式の執行に関する事 (雨天の場合は委託者と協議すること)
 - (14) 令和5年度受託者から令和6年度受託への遺骨、納骨台帳及び納骨堂の鍵の引き受けに関する事
 - (15) 遺骨保管依頼のあった件数および引取人が現れた遺骨の引渡し件数に関する事

8 部 分 払

す る (4回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
新規遺骨保管	毎月	(1,624)	件		
遺族への遺骨引き渡し	毎月	(220)	件		
遺骨の移送	年1回	(5,250)	件		
粉骨(合葬処理)	年1回	(2,264)	件		
慰霊式の執行	年1回	1	式		
事務費	毎月	12	月		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____ .-
内 訳	¥ _____ .-
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____ .-

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1) 新規遺骨保管		(1,624)	件			
(2) 遺族への遺骨引き渡し		(220)	件			
(3) 遺骨の移送		(5,250)	件			
(4) 粉骨 (合葬処理)		(2,264)	件			
(5) 慰霊式の執行		1	式			
(6) 事務費		12	月			
計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

令和6年度行旅死亡人等の遺骨保管及び久保山納骨堂管理委託仕様書

横浜市（以下「委託者」という。）が委託する業務の履行に際し、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるほか、この仕様書に基づき業務を行うこと

1 委託件名

令和6年度行旅死亡人等の遺骨保管及び久保山納骨堂管理委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

久保山納骨堂新29区の納骨堂他

4 委託目的

本委託業務は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めによる、行旅死亡人等の遺骨保管に係る委託業務である。

行旅死亡人等引取人のいない者の遺骨は、久保山墓地新29区にある委託者無縁物故者納骨堂に保管している。令和6年度においても引き続き、これらの遺骨について保管し、身元が判明する等で引取人が現れた場合には引取人に引渡し、保管後3年(令和2年4月1日以降預かり分)または5年(令和2年3月31日以前預かり分)経過しても引取人がいない場合には埋葬し慰霊する等の業務を業者に委託し、社会通念上適切な遺骨の取扱いを行うものである。

5 かし担保

不要

6 現場説明

不要

7 部分払い

6月、9月、12月、3月末日までに部分完了した委託内容について、受託者は本市に対して請求書を発行し、本市は適法な請求書受理後30日以内に支払う。

8 委託業務内容

(1) 福祉保健センター長から依頼のあった引取人のいない遺骨の保管に関すること

ア 遺骨の保管は久保山墓地新29区の納骨堂（以下、納骨堂）及び受託者所有の納骨施設で行うこと

イ 遺骨保管は四寸箱・壺（14cm前後）を基準とするが、この余についても保管を妨げないこと

(2) 遺骨保管依頼のあった遺骨保管依頼書及び死体火埋葬許可書の保管に関すること（令和2年4月1日以降保管分）

- ア 遺骨保管依頼書は、受領した翌年度から3年間保管し、保管期間終了後、シュレツダー等で裁断処理を行い、廃棄すること
- (3) 遺骨保管依頼のあった遺骨保管依頼書及び死体火埋葬許可書の保管に関すること（令和2年3月31日以前保管分）
 - ア 遺骨保管依頼書は、受領した翌年度から5年間保管し、保管期間終了後、シュレツダー等で裁断処理を行い、廃棄すること
- (4) 納骨台帳の整備等に関すること
 - ア 納骨台帳には、遺骨の氏名、遺骨受領年月日、埋葬予定年度、遺骨保管場所、取扱い福祉保健センター名及び課名を記載すること
 - イ 納骨台帳は、四半期ごとに委託者にエクセルファイルにて提供すること
 - ウ 納骨台帳は年度末締めとし、委託者と次年度受託者にエクセルファイルにて提供すること
- (5) 死体火埋葬許可証の管理等に関すること
 - ア 当該年度に埋葬した遺骨の火埋葬許可証は名簿を作成し、箱詰めを行い、委託者へ引き渡すこと
 - イ 埋葬年度前の火埋葬許可証は埋葬予定年度毎に名簿を作成し、箱詰めを行い、名簿と共に次年度受託者へ引き渡すこと
- (6) 委託者からの遺骨の確認等の照会に関すること
 - ア 健康福祉局生活支援課及び区福祉保健センター生活支援課からの遺骨の確認等の照会があったときには遅滞なく回答すること
- (7) 引取人が現れた遺骨の引渡しに関すること
 - ア 保管している遺骨に行旅死亡人等の遺骨保管取扱要領に定める様式4または様式8にて遺骨の引き渡しについて依頼のあった時は、引取人に当該遺骨を引き渡すこと
- (8) 遺骨を保管した日の属する年度の受託者施設における参拝者への対応に関すること
 - ア 遺骨を保管した日の属する年度内は、遺族等が受託者に参拝を申し出た時、受託者施設において社会通念上適切な方法で参拝させること
- (9) 納骨堂の管理及び維持に関すること
 - ア 納骨堂内部及び納骨堂周辺の清掃等を実施し、良好な状態を維持すること
- (10) 納骨堂に納める前の遺骨の一時保管及び管理に関すること
 - ア 納骨堂に納める前の遺骨について受託者施設において一時保管を行うこと
 - イ 本書「8 委託業務内容（3）」の方法に従い納骨台帳に登載すること
- (11) 保管日から最初に到来する4月1日から3年経過しても引取人のいない遺骨の埋葬の執行に関すること（令和2年4月1日以降保管分）
 - ア 遺骨保管経過後の遺骨について、納骨堂後方のかろうとに埋葬すること
 - イ かろうとに埋葬するにあたっては、遺骨の中から不純物を取り除き、専用の機器等を用いて粉末状に砕くこと
 - ウ 埋葬する遺骨の一部については慰霊式にて埋葬すること。この時の遺骨の数は、委託者と協議すること
 - エ 埋葬後の壺・箱については受託者が処分すること
- (12) 保管日から最初に到来する4月1日から5年経過しても引取人のいない遺骨の埋葬の執行に関すること（令和2年3月31日以前保管分）
 - ア 遺骨保管経過後の遺骨について、納骨堂後方のかろうとに埋葬すること

- イ かろうとに埋葬するにあたっては、遺骨の中から不純物を取り除き、専用の機器等を用いて粉末状に砕くこと
 - ウ 埋葬する遺骨の一部については慰霊式にて埋葬すること。この時の遺骨の数は、委託者と協議すること
 - エ 埋葬後の壺・箱については受託者が処分すること
- (13) 無縁物故者の慰霊式の執行に関すること（雨天の場合は委託者と協議すること）
- ア 慰霊式の内容は別紙のとおりとする
 - イ 慰霊式で必要な献花、供花、供物、供物台、埋葬する遺骨を用意すること
- (14) 令和5年度受託者から令和6年度受託への遺骨、納骨台帳及び納骨堂の鍵の引き受けに関すること
- ア 令和6年度受託者施設は令和5年度受託者が一時保管している遺骨、納骨台帳及び納骨堂の鍵を遅滞なく引き受取りに行くこと
 - イ 令和5年度受託者は令和6年度受託者に施設に一時保管している遺骨、納骨台帳及び納骨堂の鍵を遅滞なく引き渡すこと
- (15) 遺骨保管依頼のあった件数および引取人が現れた遺骨の引渡し件数に関すること
- ア 受託者は委託者に対し、月ごとの遺骨保管依頼のあった件数および引取人が現れた遺骨の引渡し件数を報告すること。
 - イ 受託者が委託者に（15）アの報告を行う際の様式は任意とし、報告月はそれぞれ部分払いの請求書提出時にあわせて提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は、横浜市個人情報保護条例の遵守を徹底するとともに、当該作業に従事する全ての者について、別添の誓約書に署名すること
- (2) 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない
- (3) 委託業務に疑義が生じたときは、必ず委託者に確認すること
- (4) 仕様書に定めのない事項については、委託者との協議により決定実施すること

10 横浜市担当

横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課生活支援係 TEL 045-671-2403

援護対策担当 TEL 045-671-2411

なお、電話番号については変更があった場合は、別途示す

令和6年度 横浜市無縁物故者
納骨堂合同慰霊式

1 日 時

令和6年10月25日(金)
午前11:00～11:30

2 場 所

〒220-0063
横浜市西区元久保町3-24 久保山墓地内
横浜市無縁物故者納骨堂

3 式次第(進行 健康福祉局指導・適正化対策担当係長)

(1) 開 式

(2) 式 辞 健康福祉局生活福祉部長

(3) 黙とう 全員

(4) 埋 葬 受託者が埋葬

(5) 献 花・焼 香 全員

(6) 閉 式